

令和6年12月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認1件、議案7件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、**議案第95号「平戸市印鑑条例の一部改正について」**に関し、現在、本庁・支所等の窓口で交付している住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書について、令和7年2月4日から、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機から取得するサービスを開始することに伴う改正であるとの説明がありました。これに対し、コンビニエンスストアでの交付が始まるとの情報を聞いた市民から既に利用できるものと勘違いしたという話も聞いているので、利用開始時期については、できるだけ早く周知を行ってほしいとの意見に対し、議会の議決を経て令和7年1月には広報誌等で周知を行っていくとの答弁がありました。

次に、**議案第97号「平戸市シルバーワークプラザ条例の廃止について」**及び**議案第107号「市有財産の無償譲渡について」**に関し、シルバーワークプラザについて、令和7年4月1日に現在の使用者である公益社団法人平戸市シルバー人材センターへ無償譲渡することで双方合意しており、土地については、無償貸付予定であるとの説明がありました。これに対し、建物は無償譲渡、土地は無償貸付と決定したのはどういった理由からかとの質問に対し、建物については、公共施設総合管理計画において本施設の譲渡を踏まえた方向性の検討が位置付けられたため、シルバー人材センターと協議の結果、令和6年度中に建物の修繕を実施したうえで譲渡することと決定した。一方、土地については、シルバー人材センター側からすると固定資産税の負担増になることや管理の問題から貸付になった。市としても所在地の状況を見ると、将来的な土地の利活用度は高いとの判断から譲渡せず無償貸付としたところであるとの

答弁がありました。また、シルバー人材センターの会員も減少傾向にある中、今後の施設運営がどうなっていくのか危惧しているがどのように考えているのかとの質問に対し、会員減少に伴い、今後経営状況は厳しくなることも考えられるが、現状において、法人としては国、市の運営支援を受けながら黒字運営となっている状況であり、引き続き、健全な運営に努めていただければ、施設の修繕・更新も含め事業継続できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第 99 号「令和 6 年度平戸市一般会計補正予算（第 7 号）」の債務負担行為補正中、企画課所管の「ふるさと応援寄附金推進業務」について、寄附金は微増しているものの寄附金額が最も大きかった年度の 3 分の 1 程度である。今後、寄附金が増える見込みはあるのかとの質問に対し、寄附金は伸び悩んでいるものの、返礼品は約 600 種類であったが、業務委託後には約 1,600 種類に増えるなど委託業者も努力をしている。新商品の開発とともに、引き続き、寄附金が増えるような方策も考え取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認1件、議案8件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認および可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第99号「令和6年度平戸市一般会計補正予算（第7号）」中、建設課所管の道路新設改良事業の繰越明許費補正に関し、繰越の理由が不測の日数を要したという事業が多いが要因は何かとの質問に対し、現在、技術職員が2名欠員の状態で事業等を実施している。技術職員が設計や施工監理を行っている中、用地交渉も行っており、人員不足の影響で事業の進捗が遅れているのも一因であるとの答弁がありました。これに関し、技術職員の確保は深刻な問題であるが、職員の募集に関して、どのような周知を行っているのかとの質問に対し、高校に受験申込書を送付しているほか、「広報ひらど」での周知や、本市ホームページの中でも、若手技術職員のインタビューを掲載し、入庁後の勤務状況をわかりやすく紹介している。今後も関係課と協議しながら、技術職員の確保に向け継続して周知啓発に努めていくとの答弁がありました。

また、農林整備課所管の「林道整備事業」に関し、この事業は、令和4年度に実施した「林道宇戸線落石防止対策工事」について、会計検査院から「施工している落石防止網では必要とされる安全率を下回っているため、安全確保されていない状況となっており工事の目的を達成してない」と指摘を受けたことによる補強工事ということだが、指摘箇所については国庫補助金を返還する必要がないのか。また、今後こういった事案が起らないための対策は考えているのかとの質問に対し、本来、不当と指摘を受けた国庫補助対象事業費は返還する必要があるが、今回の補正予算で補強工事を行うことにより、既存の落石防止網の安全性が確保されるということで、返還の必

要はないということである。また、対策としては、林道等の落石対策工事について、国が示している指針を再確認するとともに、専門のコンサルタント業者に設計委託を行うなど、再発防止に取り組んでいくとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。